

保健室をのぞいてみよう

市内各小中学校にある保健室。具合が悪くなったり、怪我をしたりすると、保健室の先生が優しく迎え入れてくれます。

そんな保健室の先生って、どんな人？普段は何をしているの？保健室の先生になるにはどうすればいいの？身近な保健室の疑問を調査しました。

保健室の先生とは？

保健室の先生は、正式には「養護教諭」といいます。養護教諭は、児童生徒の「養護をつかさどる」教員（学校教育法第37条）であり、小・中・高の学校教育現場で心身の健康管理・保健教育を担当する専門知識

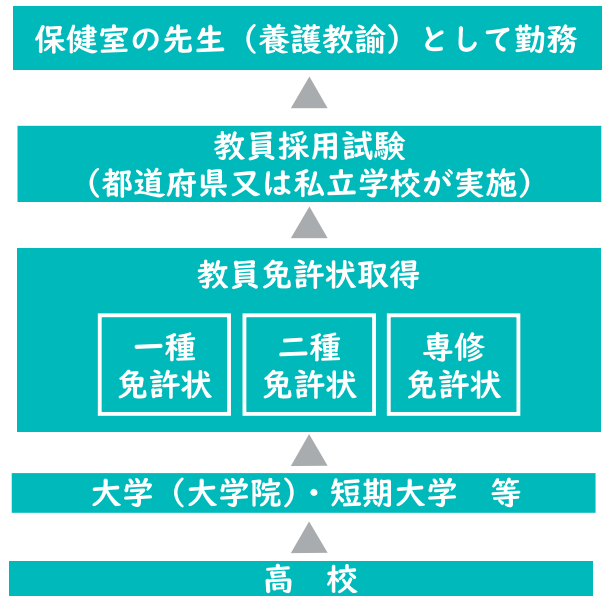
を備えた教員です。養護教諭は、保健室を拠点とし、学校における教育活動を通じた心身の健康づくりによって、子どもの発育・発達を支援し、学校保健活動の推進にあたって中核的な役割を果たしています。

保健室の先生になるには？

保健室の先生になるには、養護教諭の免許状に関する教職課程のある大学・短期大学等で必要単位を修得して卒業し、各都道府県教育委員会に授与申請を行い、教員免許状を取得することが必要となります。教員免許状には、一種免許状（大学卒業相当）、二種免許状（短期大学卒業相当）、専修免許状（大学院修了相当）の3つの区分があります。

免許状取得後、公立学校の場合は都道府県の教育委員会が実施する教員採用試験、私立学校の場合は各学校が実施する採用試験を受けます。それらに合格することで、保健室の先生として働くことができます。

保健室の先生になるまでの道のり



養護教諭合同部会をのぞいてみました



狛江市では、月に1回、市内小中学校の保健室の先生が集まり、「狛江市立小・中学校養護教諭合同部会」という会議を開催しています。会議では健康診断の結果や、感染症など、主に「子どもたちの健康に関わること」について話し合いが行われています。保健室の先生は1校につき1人（狛江第一小学校は2人）のため、養護教諭合同部会は保健室の先生にとって大切な情報共有・交換の場となっています。